

令和5年

寒河江市農業委員会第13回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第13回総会

日時 令和5年12月25日（月）午前9時00分
会場 寒河江市立図書館 2階 視聴覚室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊慎一	5番 熊坂浩行	6番 川越卯一郎
7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修	9番 渡邊正

事務局

事務局長補佐（総括）	芳賀豊彦	事務局長補佐（農地担当）	日下部靖広
総務係主任	木村龍一	農地係主事	芳賀遼太郎

オブザーバー

農林課農政係長 菅野傑

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議題 4 5 号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議題 4 6 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (3) 議第 4 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第 4 8 号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第 4 9 号 寒河江市農業振興地域整備計画の変更に係る審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第13回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、9名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、7番の猪倉委員、13番の芳賀委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第45号から議第49号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第45号「事業計画変更申請書の審議について」
- (2) 議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (3) 議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (5) 議第49号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」

以上、議第45号から議第49号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」、13番の芳賀宏委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、よろしく申し上げます。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る12月18日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、寒河江農業振興地域整備計画の変更案件1件を審査しました。

議第49号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、順位1番、2番、西根地区の複合的商業施設の整備についてです。順位1番の事業計画は、申請地に加えて、都市計画区域の用途地域と農振白地の土地に複合的商業施設の整備を行う計画となっております。ここで農振白地について補足します。青地と白地というのがございまして、青地とは農業振興地域内の農用地区地域のことを言いまして、略して農振地や青地と言われていています。特徴としては今後10年以上にわたって農業用地以外の利用に厳しく制限しているものが青地となります。農振除外の対象地です。そして今回の白地というのは農業振興地域内以外の農地を言いまして、青地に対して白地と呼ばれています。特徴としては土地改良事業を実施していないなどの理由から青地の指定をされていない農地で、青地よりは農地以外の利用の規制が比較的緩くなっています。

順位2番の事業計画は、順位1番の東側に隣接し、申請地に複合的商業施設の整備を行う計画となっております。事前審査会で現地調査を行った結果、優良農地がなくなることはもったいないが、市の発展、雇用の創出を考えるとやむを得ない。また、内川への排水について、配慮して頂きたい。市道からの乗り入れとなると、交通量が増え、農耕者とのトラブルが懸念される。このような意見がありました。この二つの案件について、この総会において他地区からの意見も頂き、審議していただければと思います。その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時49分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第45号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。
高橋委員。

高橋委員

はい、議長。14番、高橋です。

議第45号「事業計画変更申請書の審議について」、9ページをお開きください。順位2番。

(議案書順位2番朗読)

12月13日の現地調査、12月18日の事前審査、地区審査何れも異議ありませんでした。場所につきましては、議第47号と関連しますので後ほど説明します。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい。議長。

順位2番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、住宅に囲まれた農地であり、また代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

なお、議第47号順位31番でも出てきますので、ご審議をよろしくをお願いします。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第45号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第45号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」11ページをご覧ください。

(議案書順位43番朗読)

場所についてですが、寒河江から河北町に向かって県道25号を北東に向かって進んで、タイコー電気を左に曲がった農道を進んだところの右側にあります。近くには元の農協三泉支所があります。12月11日に西根・三泉地区の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。この農地は譲受人の所有する果樹園に隣接しており、引き続き譲受人がさくらんぼ園として利用するもので問題ないと判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。11ページをご覧ください。

(議案書順位 4 4 番朗読)

譲受人と譲渡人は親子関係で、譲受人が長男となります。今現在は弟さんが借り人となっておりますが、今後は長男が借り人となるとのことです。

1 2 月 1 2 日柴橋地区の農業委員・推進委員全員で現地確認を行いました。本日の地区審査でも異議ありませんでした。場所については平塩地区で、最上川沿いに平塩の部落まで囲んだ一体となります。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて白岩地区、郷野委員、お願いします。郷野委員。

郷野委員

はい、議長。6番、郷野です。12ページをご覧ください。

(議案書順位 4 5 番朗読)

場所の方なんですけれども、国道112号線の南側、国道458号線の西側の間にあるわけなんですけれども、やきとり柳の付近に3枚ほどありまして、サンヨー山形営業所の近くに1枚ございます。12月16日に白岩地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。この農地は譲受人の農地に隣接、または近隣にある農地で、譲受人が引き続き耕作するということで問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位43番、44番、45番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可の要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第46号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地

調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。高橋委員。

高橋委員

はい、議長。14番、高橋です。

議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、14ページをお開きください。

(議案書順位31番朗読)

場所につきましては県道皿沼河北線沿いにある三協土木さんの所を東に約300m進み、さらに南に230mくらい進んだ住宅街の中にあります。12月13日の現地調査、12月18日の事前審査、地区審査ともに異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。

14ページをご覧ください。

(議案書順位30番朗読)

場所ですが、市役所からマックスバリュー寒河江中央店に向かう途中の左側、小山クリニックの道路を挟んで西側の向かいになります。12月11日西根・三泉地区の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。借り人の現在の診療所が手狭になり、近くにある農地を借り、隣接する自己所有の土

地を含めて新たに診療所を新設するものです。都市計画区域内用途地域にある農地で、周辺は宅地化され、すでに農地が無く、計画通りであれば問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。 以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位30番は診療所建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。順位31番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は農用地区域外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、住宅に囲まれた農地であり、また代替性もなく、農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第47号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」、13番芳賀宏委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。
高橋委員。

高橋委員

はい、議長。14番、高橋です。

議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」17ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、20ページの集計表をご覧ください。寒河江地区12筆、田0.81ヘクタール、畑0.17ヘクタール、樹

園地0.38ヘクタールです。南部地区2筆、樹園地0.05ヘクタールです。

農地中間管理事業につきましては、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積することに適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。

18ページをご覧ください。

(議案書朗読)

20ページ集計表をご覧ください。西根地区、17筆、田が0.47ヘクタール、畑1.02ヘクタール、樹園地0.19ヘクタールとなっております。

農地中間管理事業につきましては、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積することに適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。3番、後藤です。

18ページをお開きください。

(議案書朗読)

農地中間管理事業につきましては、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手、特に新規就農者となっておりますので、貸し出すために農地中間管理機構へ集積することに適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

続いて集計表になりますけれども、属地集計になりますので柴橋地区は該当ありません。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。布施委員。

布施委員

はい、議長。16番、布施です。

18ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、20ページの集計表をご覧ください。高松地区、5筆、樹園地が0.47ヘクタールとなっております。

醍醐地区、1筆、畑が0.13ヘクタールとなっております。

農地中間管理事業につきましては、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積することに適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、郷野委員、属地の集計表のみ説明をお

願います。郷野委員。

郷野委員

はい、議長。6番、郷野です。

20ページの集計表をご覧ください。白岩地区、1筆、畑が0.11クタールとなっております。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

何れも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。鈴木委員

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。

No12の借り受け人の■■■■さん、新規で借り受けられるということで許可申請があるようですけれども、実は地元の中向地区におきまして色々な所を借りておられますけれども、適正に耕作なされていないのではないかな？と私は判断しております。今後、新規で契約なるところもそうなると思いますので、そういった要望を一言加えて頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

木村議長

はい、このことについて事務局、何かありますか。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

ただいま鈴木委員からあったように、中間管理機構で窓口になっております農協にも総会でこのような意見があったということを伝えたいと思います。

木村議長

よろしく申し上げます。やはり鈴木委員からもあったように、■■■■君の農地についてはいたるところに耕作放棄地の農地がありまして、こういった状況が今後続くようであればいかななものか、という意見でございますので、今事務局からありました通り、農協の方に強く申し入れて対処したいなと思っております。また、■■■■君では中間管理事業の賃借料をしっかりと払っているということで中間管理機構としては許可したとも聞いておりますので付け加えます。

他にありませんか。

（発言なし）

木村議長

無いようですので採決します。議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第48号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（関係委員入室）

木村議長

関係委員に申しあげます。

議第48号は原案のとおり決定したことを報告します。

次に、議第49号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。西尾委員

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。

議第49号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」25ページをご覧ください。

(議案書朗読)

12月18日に西根・三泉地区農業委員、推進委員で現地調査を実施しました。当該農地は優良農地として確保されており、農地としてはもったいないところではありますが、寒河江市全体の産業の発展や雇用の創出を考えるとやむを得ないのではないかと、という意見でした。しかしながら周辺には多くの農地がありますので、今後、農業者への考慮すること、隣を流れます内川の排水に配慮していただきたいという意見がありました。以上です。

木村議長

続いて、事務局から説明を受ける前に、地元の農業委員として芳賀委員、鈴木委員から意見を頂戴したいと思います。芳賀委員。

芳賀委員

13番芳賀です。先ほど西尾委員が報告した通りでありますけれども、西根地区としては農業振興地域でありますので農業の適地が無くなるのは懸念しております。しかしながら、総合的な面からすると致し方無いかな、といったところでした。

承せざるを得ないかと思えます。

もう一つは施設へのアクセス道路に関するのですが、国道112号線と施設の南側にある市道がアクセスへの重要な道路となりまして、南側の道路に農地が面しております。トラクター等が頻繁に通過することとなりますので、交通事故等が心配される点の配慮をお願いしたいです。

木村議長

はい、続いて鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

11番鈴木です。内容は芳賀委員が述べた通りであります。この案件に関しては、昨年、10月に内川雨水対策協議会の中で説明会がありまして、納得したという経過があります。また、11月17日でありますけれども、日田公民館におきまして、西根地区の農業関係者を一同に集めて説明会がありました。なお、農林課農政係の菅野係長にも臨席いただき、各種説明をしていただき、納得しておりましたので私は異議ありません。

木村議長

ありがとうございました。続いて事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

申請地は国道112号線寒河江バイパスと県道寒河江村山線が交差するところで、陵東給油所の東側の農地になります。この場所に、ヨークベニマルとダイユーエイトが複合的商業用施設を整備する計画となっております。農振農用地区域から除外後、農地転用申請となります。

農振農用地区域から除外されると、農地区分は、ヨークベニマルは第2種農地、ダイユーエイトは第1種農地と判断されると考えます。許可基準立地基準について、ヨークベニマ

ルは第2種農地、申請地に代えて、周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められる場合は原則不許可ですが、代替性がないことから、許可申請がなされた場合、許可できると考えます。また、ダイユーエイトは第1種農地、原則許可できないとなっていますが、寒河江市と農業従事者の雇用割合を3割以上とする雇用協定を締結することにより、農業従事者の就農機会の増大に寄与する施設に該当することになり、許可基準を満たせば、許可できると考えます。

なお、雨水排水については、「雨水調整池（地下貯留）」を設置することで基本的な対応を行い、基本的な排水経路は「地区内に発生する雨水」→「調整池（地下貯留）」→「土地改良区管理排水路（内川系排水路）」→「最上川へ放流（ポンプ排水）」となり、寒河江川土地改良区と協議を行っています。

今回は農振農用地区域からの除外申請時の計画となっており、農地転用申請がなされた時点で詳細な審査が必要と考えます。

よろしくご審議のほどをお願いします。以上です。

なお、農振担当の職員もオブザーバーとして参加しておりますので発言いただければいかがでしょうか。

木村議長

では菅野係長。

農林課農政係長

はい、議長。農林課農政係の菅野と申します。本日オブザーバーということで参加させていただいております。こちらの農振除外の計画ですけれども、遡りますと平成24年頃からずっと協議がなされておりまして、土地改良区さんの農地の利用改善などに供されまして8年ほど事業計画が止まっていたというものです。このタイミングで申請書と土地の所有者との協議もまとまりまして、この度申請がなされたもので

すけれども、この度は除外の申請ということでご協議いただいておりますが、順当に進みますと農地の転用、大規模な店舗になりますので開発行為の許可、それから商業施設の立地になりますので大規模小売店舗の立地法等様々な法的な手続きが控えているような形です。

すべての手続きが完了するためには相当な時間を要すると考えられておまして、概ね来年度いっぱいの計画実施が可能と見込んでおります。なお、農業委員さんのこの協議と併せまして、JAさん、それから土地改良区さんとの協議も併せて行わせていただいておりますので本日地区審査でも協議いただきました排水に関する事、それから農耕者の交通に関する混雑に対する検討といったところを場合によっては警察ですとか国道・県道の管理者と含めて協議をさらに行っていくという計画でございます。

私からは以上でございます。

木村議長 ありがとうございます。それでは、ただいまから暫時休憩とします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時33分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

これまで話が上がった農業委員や推進委員からの意見があったということを十分に考慮しながらこの話を進めていただければと思っております。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第49号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第49号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時34分

令和5年12月25日

第13回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 7番委員.....猪倉通文.....

議事録署名委員 13番委員.....芳賀宏.....